

町財政弾力性を失いつつ硬直化進行

平成十八年度決算審査意見書要旨

平成十八年度須恵町一般会計、特別会計ならびに水道事業会計について、監査委員による決算審査が六月～八月にかけて実施され、その結果が意見書として九月四日、町長に提出されました。

このような現状から、町債の発行・債務負担行為の設定等、将来の健全性の確保に十分な配慮が望まれるとともに、今後一層の諸経費削減と施策の緊急度を的確にとらえ行政の簡素化・効率化に努め、行財政の推進を図ることが肝要であると思われる。

一般会計

十八年度の歳入・歳出決算は、昨年と同様財政調整基金の取り崩しによってなんとかが財政運営が維持されています。

歳入の増は今後も見込めず、一方、町債の償還は今後も続くことから基金の取り崩しに依存しなければならぬが、十八年度末の基金残高からして厳しい状況です。

国民健康保険

特別会計

歳入の根幹をなす保険税が加入世帯・被保険者の横ばい状態や加入者の高齢者や低所得化等により収入の確保が難しく、一方歳出では毎年増え続ける医療費に対し収入が追いつかず、一般会計からの繰り入れにより収支のバランスを取っている

老人保健特別会計

老人保健事業については、今後さらに進む高齢化社会の中で病気の多様化や長期化、高度医療などにより医療費は伸び、また高齢者にとっては医療費負担の増加も懸念されることです。

談・訪問事業等の各種健康事業の推進をお願いするとともに、高齢者において一人ひとりが日頃から健康管理・健康づくりに心がけていただき健康やかな老後が送れるよう願うものです。

ここ二三年は面整備を中心に施工し、整備率・水洗化人口増加の推進に力を入れてきましたが、幹線管渠工事に伴い今後の下水道普及率拡大が期待されます。

財産の状況

公共下水道事業
特別会計
十八年度は、六年ぶりの幹線管渠工事を施工しています。

財政調整積立金について、五年前の十三年度末には二十二億七千六百四十万四千円あった積立金が、五年後の十八年度末

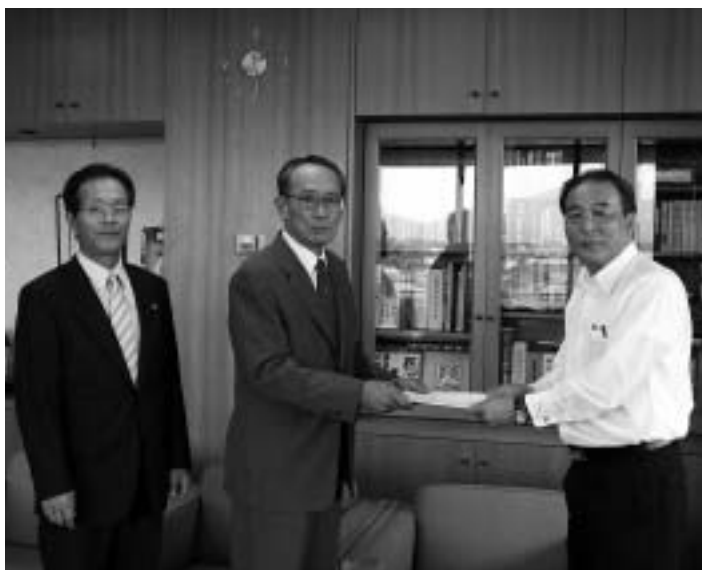
には半減し、十一億四千三百四十万二千円となっています。

水道事業会計

十七年度までは、前年度の繰越利益剰余金でなんとか黒字決算となっていたが、十八年度は純損失が大きく当年度末処理欠損金を計上することとなりました。

次年度以降も、企業債の元利償還・減価償却費・受水費等の費用の削減は見込めず十八年度と同様の赤字決算が見込まれ、ますます厳しい経営環境になることが想定されます。

このような経営環境のもと、綿密な予算の計上・諸経費の削減等に取り組み、公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進するよう努めることが望まれます。



町長に決算審査意見書を提出する本園監査委員（写真中央）と貝原監査委員（写真左）

議長通信

九月定例議会が（平成十九年第三回）、十日間の日程で行われました。

今会議の提出議案は、平成十八年度の決算を中心に十八件、陳情一件が上程され、全議案が可決承認されました。

決算については、議員全員による特別委員会を設置し正副委員長を選任後、審査を行い認定しましたが、単年度収支の赤字や経常収支比率の悪化等、財政の硬直化が進行し財政調整基金の取崩を余儀なくされています。

尚一層の行財政改革集中プランの推進・取り組みを要するところです。

一般質問は、七名の議員がそれぞれの思いを精力的に質問されました。今後も視察や研修会・勉強会を実施し、活発で次元の高い質問が展開される議会を目指していく所存です。

9月議会を終えて



藤石 豊 議長

糟屋六町の合併については、宇美・志免・須恵南部三町の広域行政調査特別委員会を六町合併研究会が進展する中、中部三町（粕屋・篠栗・久山）との動向を見極め、調整を図る意味から一時休止することに決定しました。

十一月定例議会において

て法定協議会の設置議案が上程される見込みであります。各町議会・議長との連携を図りながら町政の発展に寄与できるような全力で、且つ慎重に進めていきたいと思っております。

住民皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

糟屋6町合併協議

六町合併研究会事務局においては、まちづくり構想が七月に制定され現在、概要版を各家庭に配布したところです。

また、九月三日から六日にかけて各小学校の校区コミュニティ主催による「糟屋六町合併まちづくり住民懇談会」を開催していただきました。



中嶋 裕史 町長

町長報告

合計四百二十四名の多くの皆様に参加をしていただき、いろいろなご意見を拝聴したところです。前回の町長報告の時点では、今後のスケジュールとして九月議会に法定協議会設置の議案を上程させていただき、法定協議会を同年十月に発足させたいと申し出ておりました。

たが、八月の糟屋六町合併研究会において、住民や議会への説明が不十分で一つの町でも法定協議会設置が認められなければ合併全体が破綻する、慎重に進めたほうが良いという意見があり、議案提出を見送り、十二月議会に先延ばしにすることを確認しました。

しかしながら、合併新法は平成二十二年三月までの時限法ですので、合併期日（平成二十二年二月）は先延ばしできません。

六町合併研究会は法定協議会設置に向けて準備は鋭意継続していくことにしています。今後も住民の皆様や議会に対し十分説明し、ご意見を拝聴したいと思っておりますので御理解ご協力をよろしく願います。